農用地等の利用権移転に係る申出書 　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　 №１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※整理番号 | 利用権の移転を受ける者(新借手)の氏　 名　 及　 び　 住　 所（Ａ） | （氏名又は名称） | （住所） | 電話 |  |
| － | 利用権の移転をする者（旧借手）の氏　 名　 及　 び　 住　 所（Ｂ） | （氏名又は名称） | （住所） | 電話 |  |
| 利 用 権 を 移 転 す る 土 地　（Ｃ） | 移　転　す　る　利　用　権　（Ｄ） | 移転の時期 | 引渡の時期 | 利用権を移転する土地の（Ｂ）以外の権原者等（Ｅ）※土地の所有権者等 | 備考 |
| 所　在　・　地　番 | 現況地目 | 面　積（㎡） | 利用権の種類※賃貸借又は使用貸借 | 内　容※水稲作付、　野菜作付等 | 始　期※毎月1日 | 終期※４月末又は10月末 | 借　賃（円） | 借 賃 の支払方法 | 住　所 | 氏　名又は名　称 |
| 久御山町 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  この計画に同意する。　　 利用権の移転を受ける者（Ａ）　　　　　　　　 　 住　所（同上）　　氏　名　　　　　　　　　　 　　 印 　　 利用権を移転する者（Ｂ） 住　所（同上） 氏　名 印  利用権を移転する者以外の者で利用権を移転する 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者（Ｅ） 住　所（同上） 氏　名 印  同　上 住　所（同上） 氏　名 印  同　上 住　所（同上） 氏　名 印  |

（記載注意）

(1) （Ｄ）欄には、利用権設定をした当時の内容を記載する。

 利用権の移転を受ける者（新借手）の農業経営の状況等 　　　 　　　　　 　 №２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※整理番号 | － | 利用権の移転を受ける者（新借手）の氏名又は名称 |  | 生年月日 | 　大昭　 年　　月　　日平  | 農業従事日数（年間延日数） | 日 |
| 利用権の移転を受ける者の主たる経営作目 | 世　帯　員（上記以外の農業に従事する者） | 従　業　員　等 | 利用権の移転を受ける者の主な家畜の飼養状況 | 利用権の移転を受ける者の主な農機具の所有状況 |
| 氏　　名 | 農業従事日数（年間延日数） | １人あたりの農業従事日数（年間延日数）① | 左記に記載の×　農業従事日数　＝である雇用者数② | 合計農業従事日数※①×②（合計年間延日数） | 種　類 | 数　量 | 種類 | 台数 | 種類 | 台数 |
|  |  | 日 | 雇用パターン① | 日 | 　×　　　　　人　＝ | 日 |  |  | ﾄﾗｸﾀｰ |  | 動力噴霧器 |  |
|  | 日 | ｺﾝﾊﾞｲﾝ |  |  |  |
|  | 日 | 雇用パターン② | 日 | 　×　　　　　人　＝ | 日 | 田植機 |  |  |  |
|  | 日 | 乾燥機 |  |  |  |
|  | 日 | 雇用パターン③ | 日 | 　×　　　　　人　＝ | 日 | 　ｔﾄﾗｯｸ |  |  |  |
|  | 日 | 軽トラ |  |  |  |
|  | 日 | 耕耘機 |  |  |  |

 農用地等の利用権移転に係る共通事項 №３

　農用地利用集積計画の定めるところにより移転される利用権は、No.１及びNo.２に定めるもののほか、農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、利用権を移転する者、利用権の移転を受ける者及び久御山町が協議して定める。

 農用地等の利用権設定（貸し借り）に係る共通事項 参考

　農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、No.１及びNo.２に定めるほか、次に定めるところによる。

(1)　借賃の支払猶予

　　利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2)　解約に当たっての相手方の同意

　　甲及び乙は１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3)　転貸又は譲渡

　　乙はあらかじめ久御山町に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4)　修繕及び改良

　ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

 イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5)　租税公課の負担

 ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

 イ　乙は、目的地に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

 ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6)　目的物の返還

 ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良を行う為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

 イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

 ウ　乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7)　利用権に関する事項の変更の禁止

　　甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び久御山町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、その限りではない。

(8)　利用権取得者の責務

　　乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

　　この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び久御山町が協議して定める。

(10) 解除条件付貸借の場合の追加事項

　① 契約の解除

　　　甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

 ② 利用状況の報告

　 　乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に久御山町長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

 ③ 久御山町長による勧告

　 　久御山町長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を構ずべきことを勧告することができる。

 ア　乙が目的物において行う耕作（又は養蓄）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

 イ　乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

 ウ　乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事しないとき。

 ④ 久御山町長による農用地利用集積計画の取消

 　久御山町長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

 ア　乙がその農用地を適正に利用しないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

 イ　乙が③の勧告に従わなかったとき。

 ⑤　貸借が終了した場合の原状回復

　　　貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

 ⑥　違約金の支払い

　 　甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料２年分に相当する金額を違約金として支払う。